

是正請求事案（本庁舎建替えのパブリックコメントに関する是正請求（総務課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

令和 2（2020）年11月12日

多治見市長 古川 雅典

諮問事案 本庁舎建替えのパブリックコメントに関する是正請求（総務課）事案

答申日 令和 2（2020）年11月 5 日

審査会の結論

本件是正請求を棄却すべきものとする。

第1 事案の概要

- 1 是正請求人は、令和 2 年 1 月 24 日にバロー文化ホールで行われた本庁舎建替え市民説明会（以下「説明会」）に出席。同月 26 日にパブリックコメントを提出するため募集期間を確認したところ、既に同月 25 日に締め切られていた。
- 2 是正請求人は、令和 2 年 2 月 4 日、多治見市長に対し、次に掲げる事項を求める是正請求をした。

本庁舎建替え問題は、市民の大きな関心事である。しかるに「新本庁舎の建設予定地の選定について」のパブリックコメント（以下「本パブリックコメント」）は、

- ① 説明会の直後に締め切られている。
- ② 広報たじみに本パブリックコメントを行う旨の説明がない。

これだけ重要な問題に関わるパブリックコメントが、こんな扱いでよいはずがない。多治見市市政基本条例の市民参加の推進を無視するものであり、行政は市

民参加を推進する観点から、パブリックコメントのあり方を考えるべきである。

第2 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

1 行為庁が行ったパブリックコメント手続の違法性等について

行為庁が行ったパブリックコメントの手続について、違法性がないか、違法性がないとしても不当であったか否かを検討した。まず、条例が定めるパブリックコメントの期間について、検討を行った。パブリックコメントは多治見市パブリック・コメント手続条例（以下「条例」という。）では公表の日から30日以上期間を設けて実施することとなっている。実際に行われた期間は、令和元年12月26日から令和2年1月25日までの31日間であった。これは、条例が定める期間を設けて、パブリックコメントが行われたものであったといえる。

次に予告の方法について検討した。条例ではパブリックコメントは、広報紙への掲載又はインターネットを利用した閲覧の方法等により予告するものとしている。

請求人が主張するように、広報たじみにパブリックコメントを行う旨の予告が無かったのは事実である。令和2年1月号の広報原稿の締切りは、令和元年11月19日であり、その時点では行政内部における最終候補地の選定の議論が終わっておらず、期限に間に合わなかったことがその理由である。このため行為庁は、インターネットを利用した閲覧の方法のほか、報道機関向けに情報提供を行った。請求人も新聞記事でパブリックコメントの募集がされていたことを認識していた。

よって、実施期間及び予告の方法については、いずれも条例上は違法ではなく、また不当であったとは言えない。

2 審査会の付帯意見

行為庁は、幅広く市民から意見を聴くために、市内26の団体に出向いて説明を行うとともに、令和2年1月23日と24日に市民説明会を開催した。

請求人は、説明会での話を聴き、内容を理解してからパブリックコメントを提出しようとしていたと主張する。

一方、行為庁は、パブリックコメントと説明会はそれぞれで別個のものであり、

両者を分けて考えていたと主張する。

審査会においては、パブリックコメントと市民への説明会等の市民参加の機会
は、それぞれが独立したものではなく、連携させていくことでより有効な意見が
提出されるものとする。市民にとって使いやすい制度となるよう、パブリック
コメントの実施期間を設定するとともに、その他の市民参加の機会を設けた時は、
それぞれの連携を考慮して運用するよう求める。